

令和5年竹田市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和5年9月6日(水) 午後2時00分～午後2時25分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第64号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 6件
議案第66号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第10回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は5番 秦志喜男委員、6番 児玉淳一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第27号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は議案第65号 地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し合意解約するものです。続いて報告第28号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

続いて報告第29号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が7件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第64号 農用地利用集積計画の承認について 4件

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第66号 非農地証明について 3件

以上、13案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第64号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力4人、野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第64号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字荒平〇〇〇 畑1筆 面積1,457平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は845平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第65号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人ですが息子さんも時々手伝ってくれるそうです。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字吉田字篠田津留〇〇〇〇 田1筆 面積1,576平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,28

4平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第65号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。本人と父です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・トマト中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字今字表〇〇〇〇田1筆 面積29平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は122,252.84平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第65号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の4番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字城原字久保〇〇〇〇 外12筆 田13筆 合計面積7,309平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,741平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第65号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。母と息子です。農機具は、トラクター1台・コンバインは地区の共同1台・田植機1台・ハーベスター1台・バインダー1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の5番の案件は新規就農です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字川久保〇〇〇〇 畑1筆 面積731平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は731平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第65号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はまだ用意していないそうです。稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字鷹巣〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積4,916平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は71,106平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第65号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第65号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

11番 工藤明秀委員

1番の人は譲受人が高齢ですが息子さんとかはいるのですか。

7番 坂本大蔵委員

同居していませんが息子さんが近くにおられます。本人は高齢ですが車の運転も出来ていて元気で現地まで案内してもらいました。耳もよく聞こえます。

11番 工藤明秀委員

5番の〇〇さんは農機具を持っていないようですが購入予定が条件ではなかったですか。

1番 山本昭雄委員

新規就農ということで今から準備するそうです。

議長

他にないですか。無いようですので質疑を終結いたします。議案第65号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第66号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第66号の1番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字城原字神出○○○○ 外5筆 登記地目 田4筆畑2筆 合計面積3,591平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が農地として管理ができなくなり昭和23年頃、○○○○に私道を作り、○○○○に家を建築し、昭和46年から昭和48年頃、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○にスギ、クヌギを植林し、現況は道路、宅地、山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

9月1日9時から秦委員、○○さん、次長、坂本の4名で現地確認をいたしました。1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は道路、宅地、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第66号の2番の案件は、申請者 ○○○○が所有する申請地 竹田市荻町木下字塔ノ元○○○○ 登記地目 畑1筆 面積5,320平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が耕作していたが獣害がひどく又周囲が山林となり昭和55年頃から農地として管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第66号の3番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字川原○○○○ 登記地目 畑1筆 面積1,300平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、農道が狭く周囲が山

に囲まれた農地であり昭和55年3月頃に、スギ、ヒノキを植林し現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第66号について、当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第66号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第66号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年竹田市農業委員会第10回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時25分)

令和5年9月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....